平成２６年（フ）第２９３８号
東京都町田市中町４丁目18―22―101
債務者　石毛　將統
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４２号
東京都文京区根津２丁目14―14
債務者　林ノエミこと　ハヤシ　ノエミ　ビラリコ
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４３号
東京都豊島区高松３丁目３－１―425
債務者　大矢伊世代
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５０号
東京都荒川区西尾久７丁目33―８―104
債務者　小川　麻未
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５４号
千葉県富里市七栄730―４、住民票上の住所千葉県成田市青山242―１　飯田豊方
債務者　菅野千枝子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６６号
東京都府中市住吉町４丁目51―５―201
債務者　佐藤　忠弘
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８７７号
埼玉県さいたま市南区別所７丁目１―33―１―105
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８３７号
千葉県佐倉市王子台２丁目９―15　ソワサント石井第２―10号室
債務者　内田　泰広
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８３８号
東京都西東京市緑町２丁目17―18　コーポ仲山１Ｆ
債務者　加藤　真由（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８７４号
東京都足立区加平２丁目15―16―105
債務者　宮本慶子こと　金　　京子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目22番10号　大石方
債務者　金城　　守
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１４５３号
埼玉県川口市大字差間206番地の１　フォレストスクエア201号、旧住所埼玉県川口市大字芝6840番地　フォーレル八幡202号
破産者　大塚　正光
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６４号
埼玉県戸田市笹目１丁目３番地の８　峯岸ビル302号室、旧住所埼玉県戸田市笹目１丁目４番地の11　橘ハイツ301号室
破産者　後藤　　愛
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７６０号
東京都世田谷区池尻３丁目21―１―1003
破産者　日隈　光章
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７号
埼玉県川越市大字福田323番地10
破産者　吉田ヒトシ
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３号
埼玉県所沢市松葉町13番13―306号　ウェルフラット２、開始決定時の住所埼玉県所沢市和ケ原２丁目600番地の44　サンイースト101
破産者　小野　祐史
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８号
住居所秘匿、連絡先住所埼玉県さいたま市浦和区高砂２－１―16浦和大熊ビル３Ｆつきのみや法律事務所
破産者　矢島　武志
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８０６４号
東京都文京区千石４丁目43―５　プロスパー千石602
破産者　大久保悦子
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部